

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

(1) この章は、平成15年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成16年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の課税事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない者は、調査の対象から除かれている。

(2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	〔事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者〕	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		その他の所得者	事業所得者以外の者をいう。

2 申告所得税の税率等（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）（平成15年分）

課税所得金額	税率	控除額
330万円未満の場合	10%	0円
900 "	20	330,000
1,800 "	30	1,230,000
1,800万円以上の場合	37	2,490,000

3 申告所得税の主な諸控除（平成15年分）

(1) 所得控除

所得控除の種類		区分	控除額
基礎控除			380,000円
配偶者控除	一般の控除対象配偶者		380,000円
		老人控除対象配偶者	480,000円
	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	730,000円
		老人控除対象配偶者	830,000円
配偶者特別控除			最高 380,000円
扶養控除	一般の扶養親族		380,000円
		特定扶養親族	630,000円
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円
		同居老親等	580,000円
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	730,000円
		特定扶養親族	980,000円
		同居老親等以外の老人扶養親族	830,000円
同居老親等	930,000円		
障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
老年者控除			500,000円
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	
	特定の寡婦	350,000円	

所得控除の種類		区分	控除額
寡夫控除			270,000円
勤労学生控除			270,000円
社会保険料控除			支払った保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除			支払った掛金の全額
生命保険料控除	一般の生命保険料		最高 50,000円
	個人年金保険料		" 50,000円
損害保険料控除	長期損害保険料だけの場合		" 15,000円
	短期損害保険料だけの場合		" 3,000円
	長期損害保険料と短期損害保険料との両方がある場合		" 15,000円
雑損控除	災害等の損失額（保険金などで補てんされる金額を除く）から所得金額の合計額の10%を差し引いた金額と、災害等の損失額のうち災害関連支出の金額から50,000円を差し引いた金額とのいずれが多い方の金額		
	医療費控除		支払った医療費（保険金などで補てんされる金額を除く）から100,000円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を差し引いた金額（最高200万円）
寄付金控除		政党等寄付金特別控除の適用を受ける寄付金を除いた特定寄付金の額（所得金額の合計額の25%を限度）のうち10,000円を超える部分の金額	

配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）の所得金額の合計額（繰越損失控除前）（A）に基づき、次の表で求めた金額。

控除対象配偶者に当たる場合	配偶者の(A)の金額		控除対象配偶者に当たらない場合	配偶者の(A)の金額	
	控除額	控除額		控除額	控除額
	49,999円まで	38万円		380,001円から399,999円まで	38万円
	50,000円から 99,999円まで	33万円		400,000円から449,999円まで	36万円
	100,000円から149,999円まで	28万円		450,000円から499,999円まで	31万円
	150,000円から199,999円まで	23万円		500,000円から549,999円まで	26万円
	200,000円から249,999円まで	18万円		550,000円から599,999円まで	21万円
	250,000円から299,999円まで	13万円		600,000円から649,999円まで	16万円
	300,000円から349,999円まで	8万円		650,000円から699,999円まで	11万円
	350,000円から379,999円まで	3万円		700,000円から749,999円まで	6万円
	380,000円	0円		750,000円から759,999円まで	3万円
				760,000円以上	0円

配偶者特別控除は、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円を超える年については受けることができない。

生命保険料控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合	25,000円以下	支払った保険料の全額
	25,001円から50,000円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times 1/2 + 12,500\text{円}$
	50,001円から100,000円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times 1/4 + 25,000\text{円}$
	100,001円以上	一律に50,000円
支払った保険料が個人年金保険料だけの場合	の計算に同じ	
支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合	との合計額	

損害保険料控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額
支払った損害保険料が長期損害保険料だけの場合	10,000円以下	支払った保険料の全額
	10,001円から20,000円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times 1/2 + 5,000\text{円}$
	20,001円以上	一律に15,000円
支払った損害保険料が短期損害保険料だけの場合	2,000円以下	支払った保険料の全額
	2,001円から4,000円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times 1/2 + 1,000\text{円}$
	4,001円以上	一律に3,000円
支払った損害保険料が長期損害保険料と短期損害保険料との両方である場合	(イ) 長期損害保険料について により求めた金額と、短期損害保険料について により求めた金額との合計額が15,000円以下	その合計額の全額
	(ロ) 上記(イ)の合計額が15,001円以上	一律に15,000円

(2) 税額控除

イ 配当控除

(イ) 課税総所得金額が 1,000 万円以下の場合……次の A と B の合計額

A 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配(以下「利益の配当等」という。)に係る配当所得の金額 × 10%

B 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額 × 5%

(ロ) 課税総所得金額が 1,000 万円を超え、かつ、課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が 1,000 万円以下の場合

……次の A と B の合計額

A 利益の配当等に係る配当所得の金額 × 10%

$$B \left[\begin{array}{l} \text{私募証券投資信託等の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金} \\ \text{額から 1,000 万円を控除した金額に相} \\ \text{当する部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{私募証券投資信託等の収} \\ \text{益の分配に係る配当所得} \\ \text{の金額のうち、(A)以外} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$$

(ハ) 課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が 1,000 万円を超える場合((二)に該当する場合を除く。)

……次の A と B の合計額

$$A \left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金額の} \\ \text{うち、課税総所得金額から 1,000 万円と} \\ \text{私募証券投資信託等の収益の分配に係} \\ \text{る配当所得の金額の合計額を控除した} \\ \text{金額に相当する部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の} \\ \text{金額のうち、} \\ \text{(A)以外の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right] \times 10\%$$

B 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額 × 2.5%

(二) 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が 1,000 万円を超える場合

……次の A と B の合計額

A 利益の配当等に係る配当所得の金額 × 5%

B 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額 × 2.5%

「課税総所得金額」とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいう。

また、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額である。

私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額が 1,000 万円以下の部分については 5%、課税総所得金額が 1,000 万円超の部分については 2.5% が、それぞれ 2.5% 又は 1.25% となる。

「私募証券投資信託等」とは、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)のうち、特定外貨建等証券投資信託と公募証券投資信託及び国外公募証券投資信託以外のものをいう。

「外貨建等証券投資信託」とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債券その他の資産(以下「外貨建資産等」という。)又は株式以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産等の額がその信託財産の総額のうちに占める割合(以下「外貨建資産割合」という。)及びその株式以外の資産の額がその信託資産の総額のうちに占める割合(以下「非株式割合」という。)のいずれもが 100 分の 50 以下に定められているもの以外のものをいう。

また、「特定外貨建等証券投資信託」とは、外貨建等証券投資信託のうち、その投資信託約款において外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められているもの以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできない。

源泉分離課税を選択したものなどは、配当控除の対象とならない。

□ 外国税額控除 …… 外国所得税額のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額
(その年分の国外所得総額)

$$\text{控除限度額} = (\text{その年分の所得税額}) \times \frac{(\text{その年分の国外所得総額})}{(\text{その年分の所得総額})}$$

八 住宅借入金(取得)等特別控除

住宅を居住の用に供した日	控除額	所得要件	床面積要件	
			増改築等	その他
平成10年1月1日から平成10年12月31日まで	$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち 2,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\%$ $+ \left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち 2,000 万円超 3,000 万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ <p style="text-align: right;">(最高 25 万円)</p>	3,000 万円以下	50 m ² 以上	50 m ² 以上 240 m ² 以下
平成11年1月1日から平成15年12月31日まで	$[\text{住宅借入金等の年末残高の合計額}] \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高 50 万円)</p>			50 m ² 以上 (上限の撤廃)

- (注) 1 平成11年1月1日以降の入居分については、適用となる住宅借入金等の範囲に、その家屋の敷地の用に供される土地等に係る借入金等も含まれる。
 2 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 3 平成11年1月1日から同年3月31日までに居住の用に供した場合には、選択により、「経過措置の計算方法」として、平成10年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した場合(住宅取得等特別控除)の計算により控除することができる。
 4 阪神・淡路大震災の被災者が、自己の有していた家屋で自己の居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなり、かつ、その居住の用に供することができなくなった日以後に住宅借入金(取得)等特別控除の対象となる家屋の新築若しくは購入又は増改築等をして、平成10年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合には、選択により、上記控除額に代えて、居住の用に供した年以後6年間を通じて次の計算により控除することができる。

阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の控除額

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の} \\ \text{合計額のうち 1,000 万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計} \\ \text{額のうち 1,000 万円超 2,000 万円} \\ \text{以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% + \left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の} \\ \text{合計額のうち 2,000 万円超} \\ \text{3,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.5\%$$

(最高 35 万円)

二 政党等寄付金特別控除

次の と とのいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

$$\left(\left[\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支出額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{1 万円 - 「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは 0)} \end{array} \right] \right) \times 30\%$$

所得税の額の25%相当額

この控除は、平成15年中の政党及び政治資金団体に対する寄付金の支出額の全額について適用する。

この控除は、政党等に対する寄付金の支出額について寄付金控除を受ける場合は受けることはできない。

上記の算式の「政党等に対する寄付金の支出額」は、所得金額の合計額の25%相当額が限度とされる。

ただし、特定寄付金の支出額がある場合で、政党等に対する寄付金の支出額にその特定寄付金の支出額を加算した金額が、所得金額の合計額の25%相当額を超えるときは、その25%相当額からその特定寄付金の支出額を控除した残額とされる。

ホ 定率減税

定率減税の額は、定率減税前の所得税額に100分の20を乗じて計算した金額(当該金額が25万円を超える場合には、25万円)とする。